

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6-6・6-7会議室

○議事日程

令和元年12月6日（金曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 事業計画変更に対する意見について
- (5) 議案第4号 地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君
15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君
18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君	

○欠席委員（2名）

12番 後藤 三郎 君	7番 片岡 篤夫 君
-------------	------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長尾 成広 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君		

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）みなさんおはようございます。本日は農業委員会総会をご案内しましたところ、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

本来は後からの挨拶で申し上げるのが本意ではございますが、今年一年、大変皆様方にお世話になりまして、この農業委員会を運営させていただきました。これもひとえに委員さんのご支援と事務局のご支援、ご指導のたまものと思っております。この一年ありがとうございました。来年もよろしくをお願いします。

それでは本日の議案につきましてご審議のほどよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、事務局長の長尾がご挨拶申し上げます。

○事務局長（長尾成広君）皆さんおはようございます。12月に入り大変寒くなりました。私は少し風邪気味で、昨日、病院に行ってインフルエンザの検査をしてきましたが、インフルエンザではなかったので、少し安心したところです。

12月に入り、12月議会が始まりました。農林課の質問としては、豚コレラのその後の状況や再開に向けての質問が出ております。また、最近多い質問としては、防災・減災関係の質問が出てきています。部長につきましては、議会の答弁の関係で欠席をさせていただきます。

新聞によりますと、国が新たな食糧・農業の農村起業基本計画を5年ごとに見直すものがありまして、国として基盤整備や大型化・集約化に力を入れてきましたが、中小規模の農家が耕地面積の98パーセントと言うことで、中小規模の農家をもう少し手厚くしたら良いのではないかと言う意見が出ております。中山間等の農家が該当し、拡充されるのかもしれないと思っております。

皆様には今年一年、お世話になりありがとうございました。来年もよろしくをお願いします。それと、本日は農業委員会の後に、最適化推進委員会がありますので、よろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員の報告をさせていただきます。12番後藤委員。7番片岡委員さんは連絡が取れませんので、遅れてみえるかもしれませんのでよろしくをお願いします。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。5番遠藤委員、6番野田委員のお二人をお願いします。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、天王池の東北東約150mに位置する農振農用地区域外にある畑、429㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は隣接地が自己所有地であり、耕作に便利であるため、譲り受け農業経営の拡張を図るもの。譲渡人は、売却金を生活費、教育費に充当させるものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、下倉知公民館の北西約230mに位置する農振農用地区域外にある田2筆、2,660㎡の内2656.4㎡。申請の目的は使用貸借権の設定です。使用借人は農業経営の拡大のため、申請地を借りると言うもの。使用賃人は使用借人の要望に応えると言うものです。使用賃借期間は20年間です。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、上切公民センターの北西約50mに位置する農用地区域内にある田、1,626㎡。上切公民センターの東北東約390mに位置する農用地区域内にある田、680㎡。合計2筆、2,306㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営の規模拡大のため、譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は4ページになります。申請地は、武儀生涯学習センターの南南東約440mに位置する農振農用地区域内にある田、864㎡。武儀生涯学習センターの南約430mに位置する農振農用地区域内にある田、900㎡。申請の目的は使用貸借権設定です。使用貸借期間は2年間となります。使用借人は農業経営の拡大のため、申請地を借りると言うもの。使用貸人は使用借人の要望に応えると言うものです。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、武儀東小学校の北北東約700mに位置する農振農用地区域内である畑、602㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は農業経営拡大のため、譲渡人は財政難であり耕作できないことから譲受人の要望に応えるものです。

すべての案件について、11月19日と11月21日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、使用貸借権設定に関するもの2件、所有権移転に関するもの3件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）発言がありませんので、第1号議案について質疑を行います。質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第1号の5件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、富津橋の北約160mに位置する登記地目田、現況地目畑、4筆合計943㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。

譲受人は付近に高層な建物もなく、太陽光パネルを設置するのに最適な土地であることから、太陽光発電施設を設置したいと言うもの。譲渡人は高齢のため、農地を適正に管理できない事から譲受人の要望に応えると言うものです。

11月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 議案は3ページから4ページ、位置図は、7ページになります。申請地は天神公民センターの北約180mに位置する登記地目田、現況地目畑509㎡。登記地目田、現況地目雑種地117㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は宅地分譲です。

譲受人は不動産賃貸業を営んでおり、住宅用の土地として販売したいと言うもの。譲渡人は名古屋市に在住しているため、耕作が困難であり生活資金に充てたいと言うものです。

11月19日に現地確認をしたところ、一部雑種地であり経緯書が添付されております。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、長良川鉄道関富岡駅の北西約350mに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地414㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のた

め、第3種農地と判断します。転用の目的は賃貸住宅です。

使用借人は店舗等のアクセスが良いことから、賃貸住宅として申請地を利用したいと言うもの。使用貸人は使用借人の要望に応えると言うものです。

1月19日に現地確認をしたところ、平成27年頃から一部雑種地となっており始末書が添付されております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は9ページになります。申請地は東田原公民館の北約430mに位置する登記地目畑、現況地目宅地1, 014㎡の内の63, 23㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅の庭です。

譲受人は、既存の住宅敷地と合わせて一体利用したいと言うもの。譲渡人は譲受人の申し出に応じるものです。

1月19日に現地確認をしたところ、平成2年頃から一部宅地となっており、始末書が添付されております。

申請地は第1種農地であるため、原則不許可であります但し既存施設の2分の1以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準をみたまものと考えます。

5番の案件 議案は5ページ、位置図は10ページになります。申請地は野田集会所の北約300mに位置する登記簿雑種地、現況畑29㎡。畑267㎡、2筆合計、296㎡。

住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は現在の住まいが手狭であることから、自己住宅を建築したいと言うもの。譲渡人は譲受人の申し出に応じるものです。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は11ページになります。申請地は中公民センターの北西約50mに位置する田2, 248㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。

譲受人は申請地の近隣に住宅及び公共施設があり、申請地に建売分譲用住宅を建築するものです。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。

1月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は12ページになります。申請地は中公民センターの南西約500mに位置する畑439㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は倉庫からの退出路です。

賃借人は申請地の道路を挟んだ西側に倉庫を所有していますが、車両の切り替えしができないため、倉庫からの退出路として利用したいと言うものです。賃貸人は賃借人の要望に応えると言うものです。

1月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 議案は6ページ、位置図は13ページになります。申請地は十六所公園の北東約90mに位置する田、2筆、2037㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は共同住宅です。

譲受人はアパートを建築して家賃収入を得たいと言うもの。譲渡人は高齢となり営農規模縮小を考えていたため、譲受人の要望に応じると言うものです。

1月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。また、本案件は1, 000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

9番の案件 位置図は14ページになります。申請地は西本郷公園の北約130mに位置する畑

363㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は独立して自分の家を持ちたいと思い、自己住宅を建築したいと言うもの。譲渡人は多忙により農業経営を営むことが困難であることから譲受人の要望に応えると言うものです。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

10番の案件 議案は6ページから7ページ、位置図は15ページになります。申請地は円保公園の北西約260mに位置する田、2筆3,425㎡。農地の区分は街区に占める住宅割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。

譲受人は申請地を買い受けて分譲住宅を建築したいと言うもの。譲渡人は今後、耕作を継続する意志が無い場合譲受人の要望に応えるものです。

1月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。また、本案件は3,000㎡を超えているため、都市計画法第29条の許可が必要となります。

11番の案件 位置図は16ページになります。申請地は水ノ輪公園の北約10mに位置する畑232㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は申請地を父から借り、自己用住宅を建築したいと言うものです。使用貸人は使用借人である子の申し出により貸すと言うものです。

1月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は17ページになります。申請地は下有知中学校の西南西約150mに位置する登記地目田、現況地目畑401㎡。登記地目田、現況地目用水路14㎡。2筆、合計415㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。

譲受人は申請地が小学校に近い場合、分譲住宅を建築したいと言うもの。譲渡人は譲受人の申し出により譲ることとしたと言うものです。

1月21日に現地確認をしたところ、昭和60年頃から一部水路として利用しており、始末書が添付されております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

13番の案件 議案は8ページ、位置図は18ページになります。申請地は下有知中学校の西約150mに位置する畑235㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅の庭です。

譲受人は申請地の隣接地にある中古住宅を買い受け、庭として一体利用したいと言うもの。譲渡人は譲受人の申し出により譲ることとしたと言うもの。

1月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は19ページになります。申請地はクリーンプラザ中農の西約330mに位置する登記地目畑、現況地目竹林2,238㎡。農地の区分は農用区域内、甲種、第1種、第3種の農地のいずれにも該当しない農地であるため第2種農地と判断します。転用の目的は植林です。

譲受人は造林事業を行っている会社であり、申請地に植林をしたいと言うもの。譲渡人は譲受人の申し出により譲ることとしたと言うものです。

1月21日に現地確認をしたところ、すでに竹林となっており始末書が添付されています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は20ページになります。申請地は東志摩公民センターの南西約70mに位置する畑、400㎡。農地の区分は街区に占める宅地割合が40パーセントを超えるため、第3

種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は子供のために一般個人住宅を建てたいと言うもの。譲渡人は近隣が住宅化しており、農地として適切に管理することが困難になってきたため、譲受人の要望に応えると言うものです。

1 1月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性有と確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

1 6番の案件 議案は9ページ、位置図は21ページになります。申請地は瀬尻小学校の南約540mに位置する畑256㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は祖父から土地を無償で譲り受け、一般個人住宅を建築すると言うもの。譲渡人は高齢により耕作できないことから譲受人の要望に応えると言うものです。

1 1月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性有と確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

1 7番の案件 位置図は22ページになります。申請地は関広見インターの北西約320mに位置する田、2筆1,000㎡。農地の区分は高速道路のインターチェンジから概ね300m以内にあるため、第3種農地と判断します。転用の目的は建築用金属業事業の事務所、寄宿舎、倉庫、駐車場です。

譲受人は本社と営業所とを中継する位置として、申請地は利便性が良いため、事務所などを建築したいと言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。

1 1月21日に現地確認をしたところ、田で農地性有と確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

1 8番の案件 位置図は23ページになります。申請地は千疋大橋の東約270mに位置する畑883㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅・駐車場です。

譲受人は現在、他市に住んでいるが、関市に住むことを計画し、一般個人住宅を建築すると言うもの。また、建設業を営んでいることから、事業用車両を駐車場とするものです。譲渡人は営農が困難であるため、これに応えると言うものです。

1 1月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認します。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

1 9番の案件 議案は10ページ、位置図は24ページになります。申請地は板取島口体育館の南西約150mに位置する畑145㎡。中山間地域にある未整備な小規模な農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は植林です。

受贈人は周辺が山林となっているので、申請地にも植林をして山林として利用したいと言うもの。贈与人は受贈人の申し出に応じるものです。

1 1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有と確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの17件、使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借権設定に関するもの1件、計19件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第2号の19件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は11ページになります。

1番の案件 位置図は25ページになります。申請地は農業集落排水上迫間処理場の東約160mに位置する登記地目田、現況地目山林337㎡。さらに東へ700mに位置する登記地目田、現況地目山林、505㎡。変更内容は一時転用期間の延長です。

転用目的ですが確認をしておりますので、少しお待ちください。転用目的に戻りますが、砂利の採石です。山なので採石です。議案の転用目的も土砂ではなく、砂利採石です。議案の訂正をお願いします。

当初事業計画者は、平成29年8月17日付け5条許可を受けて、砂利採石のための2年間の一時転用許可を受けたが、完了期限までに転用することが出来なかったため、さらに2年間の延長承認をしてもらいたいとのことです。

11月19日に現地確認をしたところ、許可された土地は現在も山林であり、転用が完了しないことを確認しております。

以上、1件のご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長(野村茂君) 無いようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

○15番(土屋尊史君) 一時転用は最長3年か5年のどちらでしたか。

○事務局長(長尾成広君) 3年です。

○15番(土屋尊史君) この議案は2年で終わって、一時転用が最長3年であると、後2年延長では1年余分になるのではないですか。普通、1年しか出来ないのではないですか。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 県等に確認してございまして、3年縛りと言うものはいわゆる農振農用地。網がかかった部分について最長3年。それ以外3年縛りは無いと言うことです。

○15番(土屋尊史君) どれだけ経っても良いと言うことですか。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 期間の区切りは無いみたいです。

○15番(土屋尊史君) わかりました。

○議長(野村茂君) 他に質疑のある方はありませんか。

(発言なし)

○議長(野村茂君) 他に質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第3号の1件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第4号 地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第4号 地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について。議案は12ページになります。

関市長より、地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定協議の申請がありましたので意見を求めます。

地籍調査ですが、今年度上之保で地目について審議していただきましたが、今回は板取に関する地籍調査です。内容につきましては板取地区の小字、16の土地についての地目認定を審議してい

ただくというものです。

今回、対象の筆につきましては調査年度が平成3年度、ずいぶん前から始まったものが途中で止まってしまいまして、ようやく30年程経って地籍調査がここまで出来たと言うことで、農業委員会に書類が提出されております。

今回の対象の筆につきましては、登記地目田132筆、40, 876. 14㎡、畑315筆、72, 055. 15㎡です。地籍調査結果としましては、原野が206筆、53, 599. 42㎡、公衆用道路94筆、6, 218. 55㎡、雑種地52筆、17, 616. 09㎡、山林64筆、21, 946. 83㎡、宅地47筆、9, 332. 17㎡、堤5筆、314. 02㎡、牧場2筆、4, 868㎡との調査報告書がでております。

以上、地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号、地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について質疑がある方は挙手にて発言をお願いします。

○事務局長（長尾成広君）事務局長が聞いて申し訳ないのですが、板取の杉島とか杉原とか白谷とかあると思いますが、これはどこら辺になりますか。小字で言われてもわかりませんので。

○農業委員会事務局係長（小森康司君）分かりやすく言えば、杉島荘から島口の体育館の周辺です。

○事務局長（長尾成広君）今後もこのように出てくるのですか。

○農業委員会事務局係長（小森康司君）地籍調査がどのように進んでいるのかまでは情報がないのでわかりません。

○事務局課長補佐（小石隆之君）調査をして測量等をして、固まった部分について農業委員会に上がってくるので、それ以後どこが残っているのかという情報は分かりません。

○17番（日置香君）役場に顔を出したときにこの案件が出るという話を聞いておりましたが、こんなに面積があるという説明も受けていなくて、準備していなくて申し訳ありません。これからも議題に上がる可能性がいくつもあるかもしれません。少し聞いたところ、調査をやった時点で、私は区長をやっていた時でしたので、大変な苦勞をしてすでに済んだと思っていました。最終的に立会とか難しいとか、いろいろな書類が観見出来ないところが残っている事があったので、この地区だけに限らないと思いますので、今後確認してみます。

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、原案のとおり建設総務課へ通知することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員の挙手につき、議案第4号地籍調査において登記上の地目が農地である土地に関する地目認定について、原案のとおり意見なしと回答することとします。

○議長（野村茂君）次に議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は13ページ、14ページになります。

賃貸借権の設定に関するものについて、更新が7件。田、7筆7, 860㎡。新規が2件。田2, 674㎡。使用貸借の設定に関するものについて、新規が12件。田12筆、20, 629㎡。地区は、広見、武芸川町跡部、武芸川町平、武芸川町谷口、戸田、東本郷の6地区です。

権利の設定を受けるものは、有限会社むげがわ農産、他です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第5号農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

○議長(野村茂君) 審議いただきましてありがとうございました。本日の議案につきましては、全て終わりました。どうもありがとうございました。

事務局よろしくお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) その他と言うことで次回の農業委員会総会ですが、年明け早々お忙しいところ申し訳ありませんが、1月7日午前10時から関市役所6階6-6、6-7会議室で行います。よろしくお願いします。

また、本日10時から隣の大会議室におきまして最適化推進委員会会議を開催いたしたいと思っておりますので、長時間になりますが、よろしくお願いいたします。

午前9時55分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市洞戸市場551番地

_____ 印

5番 関市春日町3-15

_____ 印

6番 関市鍛冶町65-5

_____ 印